

(利用者向け)

令和5年度高齢者健康長寿サポート事業 FAQ (よくある質問)

Q1. 申請したいが、インターネットやはがき、電話で申し込めるか。

A1. 窓口での申請受付のみの取扱いとなります。(外出機会の増加による社会参加を促進することが目的であることから、申請においてもご来庁いただくことをご理解ください。)

Q2. 今年度に誕生日を迎えると70歳になるが、誕生日を迎えてから申請することになるのか。

A2. 令和5年度は昭和29年4月1日までに生まれた方が対象で、誕生日を迎える前でも申請できます。

Q3. 代理の者が申請することは可能か。

A3. 対象者本人の確認書類を提示又は委任状の提出により代理申請することができます。

Q4. 対象者が介護施設に入所しているが申請(交付)は可能か。

A4. 実施要綱の記載のとおり介護施設又は障害者施設に入所している場合は申請(交付)することはできません。ただし、ケアハウスの入所者は申請することができます。

Q5. 額面(200円又は300円)以下の利用料又は運賃である場合は釣り銭をもらえるのか。

A5. 釣り銭は発生しません。取扱施設・事業者は実額を市へ請求します。

Q6. 利用料又は運賃が額面(200円又は300円)以上となった場合、1度に何枚使用できるのか。

A6. 複数枚使用することができます。利用券充当後の残額は、現金をお支払ください。ただし、取扱施設・事業者によっては利用券と現金の併用ができない場合があります。

Q7. 利用券を紛失してしまったので再発行することは可能か。

A7. 1度交付を受けたら再発行することはできません。保管には十分にお気をつけください。

Q8. 飲食などにも使用することはできるか。

A8. 飲食には使用できません。日帰り入浴施設は入浴及び休憩に係る料金、運動施設・運動教室(道具のレンタル料)の料金、タクシー及びデマンドタクシーは運賃の支払いに使用できます。詳細は各取扱施設・事業者へお問い合わせください。